

# 第7回合併協議会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

# 第7回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会

日 時 平成14年3月1日(金)  
午後1時30分～3時30分  
場 所 高富町役場3階大会議室

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 題

## 協議事項

- 協議第17号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第18号 消防団の取扱いについて
- 協議第19号 自治会関係事業の取扱いについて
- 協議第20号 学校教育関係事業の取扱いについて
- 協議第21号 社会教育関係事業の取扱いについて
- 協議第22号 (仮称)新市まちづくり構想について
- 協議第23号 平成14年度合併協議会予算について

## 確認事項

- 第8回合併協議会開催日程等について

4. そ の 他
5. 閉 会

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成13年10月1日現在

役職名	氏名	町村名	選出区分	備考
会長	山崎 通	高富町	高富町長	
副会長	矢口 貢男	美山町	美山町長	
	村橋 忠夫	伊自良村	伊自良村長	
委員	久保田・(ひとし)	高富町	高富町議会議長	
	渡辺 政勝		高富町議会議員	
	武山 和行		高富町議会議員	
	藤岡 功		学識経験者	
	杉田 實男		学識経験者	
	平野 元		学識経験者	
	三井 怜子		学識経験者	
	上野 登志博	伊自良村	伊自良村議会議長	
	横山 善道		伊自良村議会議員	
	川島 清夫		伊自良村議会議員	
	山崎 雄作		学識経験者	
	舩戸 繁俊		学識経験者	
	高井 克明		学識経験者	
	棚橋 壽子		学識経験者	
	長屋 孝	美山町	美山町議会議長	
	大西 克巳		美山町議会議員	
	小森 英明		美山町議会議員	
	河口 衛		学識経験者	
	高瀬 茂		学識経験者	
	花村 進		学識経験者	
石神 みち子	学識経験者			
河合 正明	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長	
古川 一美		学識経験者	岐阜地域振興局振興課長	

役職名	氏名	備考
顧問	山田 忠雄	岐阜県議会議員

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	公共的団体
調整の方針	<p>(案) 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>		
留意事項	関係法令	備考	
<p>「公共的団体等の取扱い」として協議する団体</p> <p>団体の設置について、3町村が関与している団体</p> <p>3町村の区域をもって設置する旨の法的根拠等がある団体</p> <p>3町村の事業に大きく関わっている団体</p>	<p><b>市町村の合併の特例に関する法律(抄)</b>                      第16条(第1項～第6項 省略)                      7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。                      8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p><b>地方自治法(抄)</b>                      第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等(*1)の活動(*2)の総合調整を図るため、これを指揮監督する(*3)ことができる。(第2項～第4項 省略)</p>	<p><b>*1 公共的団体等</b>                      「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例 昭和24年1月13日)                      「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。(学説「逐条地方自治法」)</p> <p><b>*2 公共的団体等の活動</b>                      「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいう(逐条地方自治法)のであって、公共的団体の内部組織(たとえば、役員を選任行為)には及び得ないと解すべきである。(行政実例 昭和29年7月26日)</p> <p><b>*3 総合調整を図るため、これを指揮監督する</b>                      公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。(行政実例 昭和24年1月13日)</p>	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い		協議細目	公共的団体
調整の方針				
参 考	関 係 法 令	先	進	事 例
<p>総務省ホームページ「合併相談コーナー」より</p> <p>商工会議所・商工会 商工会議所の地区は市の区域、商工会の地区は1つの町村の区域とするのが原則(商工会議所法8条、商工会法7条)です。通常は1市町村に1つの商工会議所又は商工会が設置されることとなります。市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併市町村の区域とするための定款の変更をするか、あるいは当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することになります(商工会議所法8条の2、商工会法8条)。昭和60年4月以降の市町村合併のうち、商工会議所・商工会の統合が行われたのは2例です。</p> <p>社会福祉協議会(市町村協議会) 社会福祉協議会については、指定都市にあってはその区域内における地区協議会の過半数及び社会福祉事業又は更正保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を営業者の過半数が参加するものでなければなりません(社会福祉事業法74条2項)とされており、昭和60年4月以降の市町村合併の事例の全てにおいて社会福祉協議会の統合が行われています。</p>	<p><b>商工会法(抄)</b></p> <p>(地区) 第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。</p> <p>(市町村の廃置分合に伴う地区の特例) 第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。</p>	新市町村名	合併の期日	調 整 方 針
		さいたま市	平成13年5月1日	共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するように努めるものとする。その他の公共的団体については、現行のとおりとする。(新市において再び加入する。)
		西 京 市	平成13年1月21日	公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 2市独自の団体は、現行のとおりとする。
		篠 山 市	平成11年4月1日	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。 各町共通の団体について ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時統合できるよう調整に努める。 イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。 ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言指導のもとに、そのあり方について協議していくものとする。 エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 各町独自の団体について
		あきる野市	平成7年9月1日	公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 2市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 2市町独自の団体は、現行のとおりとする。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い			協議細目	公共的団体
調整の方針					
公 共 的 団 体 の 例 示					備 考
関係専門部会名	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	山 県 郡	
総務専門部会	山県地区交通安全協会各支部(5)	山県地区交通安全協会伊自良支部	山県地区交通安全協会各支部(7)	山県地区交通安全協会	
	高富町交通安全対策協議会	伊自良村交通安全対策協議会	美山町交通安全対策協議会		
	高富町交通安全婦人連絡協議会	伊自良村交通安全婦人連絡協議会			
				山県郡消防協会	
	高富町地区女性防火クラブ(5)	伊自良村女性防火クラブ(1)	美山町女性防火クラブ(1)	山県郡女性防火クラブ連絡協議会	
	高富町「花の都ぎふ」運動推進協議会	伊自良村「花の都ぎふ」運動推進協議会	美山町「花の都ぎふ」運動推進協議会		
高富町青色申告会	伊自良村青色申告会	美山町青色申告会			
厚生専門部会	高富町社会福祉協議会	伊自良村社会福祉協議会	美山町社会福祉協議会	山県郡社会福祉協議会	
	高富町身障者協議会	伊自良村身障福祉協会	美山町身障者福祉会	山県郡身体障害者福祉協会	
	高富町母子寡婦福祉連合会	伊自良村母子寡婦福祉会	美山町母子寡婦福祉連合会	山県郡母子寡婦福祉連合会	
	高富町遺族会	伊自良村遺族会	美山町遺族会	山県郡遺族連合会	
	高富町民生児童委員協議会	伊自良村民生児童委員協議会	美山町民生児童委員協議会		
	高富町老人クラブ連合会	伊自良村老人クラブ連合会	美山町老人クラブ連合会	山県郡老人クラブ連合会	
	高富町シルバー人材センター		美山町シルバー人材センター		
				山県医師会	
				山県歯科医師会	
				山県口腔保健協議会	
高富町献血推進協議会		美山町献血推進協議会			
高富町食生活改善連絡協議会		美山町食生活改善連絡協議会			
高富町民健康づくり推進協議会					
産建水道専門部会		伊自良村観光協会	美山町観光協会		
	高富町森林組合	伊自良村生産森林組合連絡協議会	美山町森林組合		
	高富町商工会	伊自良村商工会	美山町商工会	山県郡商工会連絡協議会	
	高富町猟友会	伊自良村猟友会	美山町猟友会	山県郡猟友会	
			美山町漁業協同組合		
			美山町農業婦人クラブ連合会		

団体名の後の()書き数値は連合されていない単位組織数を示します。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い				協議細目	公共的団体
調整の方針						
公 共 的 団 体 の 例 示						備 考
関係専門部会名	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	山 県 郡		
教育専門部会				山県郡教育振興会		
	高富町PTA連合会	伊自良村連合PTA	美山町連合PTA	山県郡PTA連合会		
	高富町青少年育成町民会議	伊自良村青少年育成村民会議	美山町青少年育成町民会議	山県郡青少年育成推進協議会		
	高富町子ども会育成協議会	伊自良村子ども会育成協議会	美山町子供会育成会	山県郡子ども会育成連絡協議会		
	高富町ジュニアリーダーズクラブ	伊自良村ジュニアリーダーズクラブ	美山町ジュニアリーダーズクラブ			
	高富町スポーツ少年団	伊自良村スポーツ少年団	美山町スポーツ少年団	山県郡スポーツ少年団		
		伊自良村青年団		山県郡青年団連絡協議会		
	高富町子育て支援ネットワーク協議会					
		伊自良婦人会				
	高富町文化協会					
	高富町地区体育振興会(5)					
	高富町体育協会	伊自良村体育協会	美山町体育協会	山県郡体育協会		
高富町総合型地域スポーツクラブ						

団体名の後の()書き数値は連合されていない単位組織数を示します。

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

企画財政分科会

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	土地開発公社
調整の方針	<p>(案) 伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散するものとする。</p> <p>高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲受し債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。</p>		
項目	高富町土地開発公社	伊自良村土地開発公社	美山町土地開発公社
役員定数等	理事 15人以内 うち理事長 1人 監事 2人以内 任期 2年	理事 11人以内 うち理事長 1人 監事 2人以内 任期 2年	理事 12人以内 うち理事長 1人 監事 2人以内 任期 2年
基本財産の額	200万円	500万円	200万円
財産目録 (H13.3.31現在)	流動資産 現金預金 50,657,809円 公有地 858,634,245円 固定資産 有価証券 10,000円 基本財産定期預金 2,000,000円 資産合計 911,302,054円 流動負債 未払金 4,732,451円 借入金 850,412,511円 固定負債 地価変動等調整引当金 29,314,213円 負債合計 884,459,175円 正味財産 26,842,879円	流動資産 現金預金 11,055,646円 公有地 0円 固定資産 有価証券 0円 基本財産定期預金 5,000,000円 資産合計 16,055,646円 流動負債 未払金 0円 借入金 0円 固定負債 地価変動等調整引当金 0円 負債合計 0円 正味財産 16,055,646円	流動資産 現金預金 1,828,259円 公有地 0円 固定資産 有価証券 0円 基本財産定期預金 2,000,000円 資産合計 3,828,259円 流動負債 未払金 0円 借入金 0円 固定負債 地価変動等調整引当金 0円 負債合計 0円 正味財産 3,828,259円
保有土地	公有地 72筆 59,706㎡	保有土地なし	保有土地なし

**公有地の拡大の推進に関する法律(抄)**  
 (解散)  
 第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。



# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目		消防団の取扱い			協議細目
調整の方針		(案) 消防団については、合併時に統合する。 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。			
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考	
消防団の現状	名称	高富町消防団	伊自良村消防団	美山町消防団	[消防組織法(抄)] 第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。  第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。 2 ~ 3 - 省略 -  第15条の2 消防団に消防団員を置く。 2 消防団員の定員は、条例で定める。 3 - 省略 -
	区域	高富町一円	本村の全域	本町の全域	
	組織	機関員常備部 常備部 3班 第1分団 第1~3部 各2班 第2分団 第1~3部 各2班 第3分団 第1~3部 各2班 第4分団 第1~3部 各2班 第5分団 第1部 3班 第2部 2班	消防団本部 第1分団 第1~5班 第2分団 第1~5班	消防団本部 第1分団 第1~5部 各2班 第2分団 第1~4部 各2班 第3分団 第1~4部 各2班	
	階級	団長、副団長、分団長、副分団長、部長 班長、団員	団長、副団長、分団長、副分団長、部長 班長、団員	団長、副団長、分団長、副分団長、部長 班長、団員	
	定員	248名	100名	308名	
	主な訓練	毎月15日に各分団毎に実施 (分団内巡視パトロールも併せて実施)	毎月15日に実施 (村内巡視パトロールも併せて実施)	毎月1日に各分団毎に実施 (分団内巡視パトロールも併せて実施)	
	服制	消防団員服制 (昭和25年国家公安委員会告示第1号)	消防団員服制 (昭和25年国家公安委員会告示第1号)	消防団員服制 (昭和25年国家公安委員会告示第1号)	
	任用要件	本町に居住し、又は勤務する者 年齢満20歳以上35歳未満であること。 (団長、副団長、本部長等にして特に必要であるときは、この限りでない) 志操堅固にして身体強健な男子であること。	当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ、身体強健な者	当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ、身体強健な者	
	消防操法	消防操法大会訓練は別に随時実施	消防操法大会訓練は別に随時実施	消防操法大会訓練は別に随時実施	
	ラッパ隊	週1回実施	毎月15日に実施	随時実施	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政一般分科会

協議項目		消防団の取扱い			協議細目												
調整の方針																	
項目		高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考												
消 防 団 の 現 状	報 酬 (年額)	団 長	126,000円	75,000円	80,000円												
		副 団 長	85,000円	48,000円	48,000円												
		分 団 長	47,000円	30,000円	35,000円												
		副分団長	42,000円	27,000円	20,000円												
		部 長	33,500円	27,000円	13,000円												
		班 長	33,500円	20,000円	12,000円												
		団 員	32,500円	20,000円	12,000円												
	消 防 車 両 等	消防ポン プ自動車	3台	1台	2台												
		小型動力 ポン プ	23台	10台	30台												
		積 載 車	6台	10台	11台												
		指 令 車	1台		1台												
		照 明 車	1台														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">新市町村名</th> <th style="text-align: center;">合併の期日</th> <th style="text-align: center;">消 防 団 の 扱 い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市</td> <td style="text-align: center;">平成13年5月1日</td> <td>消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西 東 京 市</td> <td style="text-align: center;">平成13年1月21日</td> <td>消防団については合併時に統合する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">篠 山 市</td> <td style="text-align: center;">平成11年4月1日</td> <td>消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。</td> </tr> </tbody> </table>						新市町村名	合併の期日	消 防 団 の 扱 い	さいたま市	平成13年5月1日	消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。	西 東 京 市	平成13年1月21日	消防団については合併時に統合する。	篠 山 市	平成11年4月1日	消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。
新市町村名	合併の期日	消 防 団 の 扱 い															
さいたま市	平成13年5月1日	消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。															
西 東 京 市	平成13年1月21日	消防団については合併時に統合する。															
篠 山 市	平成11年4月1日	消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。															
先 進 事 例																	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い			協議細目	自治会関係事業
調整の方針	(案)自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く(高富地域5,伊自良地域2,美山地域7)。 自治会連合会事業については新市において調整する。				
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考	
自治会(区)組織	5地区 - 74自治会  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         高富町自治会連合会                     </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 高富自治会連合会 - 24自治会</li> <li>— 富岡自治会連合会 - 31自治会</li> <li>— 梅原自治会連合会 - 10自治会</li> <li>— 桜尾自治会連合会 - 4自治会</li> <li>— 大桑自治会連合会 - 5自治会</li> </ul>	1地区 - 10区  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         伊自良村区長会                     </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 10区</li> </ul>	7地区 - 72区  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         美山町区長連合会                     </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 北山地区区長会 - 9区</li> <li>— 葛原地区区長会 - 12区</li> <li>— 谷合地区区長会 - 13区</li> <li>— 北武芸地区区長会 - 5区</li> <li>— 乾地区区長会 - 7区</li> <li>— 富波地区区長会 - 10区</li> <li>— 西武芸地区区長会 - 16区</li> </ul>	<b>先進事例</b> [篠山市] 総代会及び区長会については合併時に統合する。  [宗像市・玄海町合併協議会] 区長会については、合併時に統合、調整を図る。 ・区長会の組織については、現行のままとする。 ・行政区の組織については、当面の間現行のままとする。  [津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会] 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一する。 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。	
自治会(区)長	高富町自治会連合会長1名 各校区自治会連合会長5名 自治会長74名	伊自良村区長会長1名 区長10名	美山町区長連合会長1名 各地区区長会長7名 区長72名		
自治会(区)連合会事業	自治会長会議 自治会長研修(年1回) 広報配布(毎月1回) 交通安全街頭指導協力 クリ-ン作戦 町内各種事業参加	区長会議 区長研修(年1回) 広報配布(毎月1回) 交通安全街頭指導協力 伊自良川河川堤防除草 村内各種事業参加	区長会議 区長研修(年1回) 広報配布(毎月1回) 交通安全街頭指導協力 町内各種事業参加		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

一般管理分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	自治会関係事業							
調整方針										
現 行 自 治 会 組 織										
連合組織名	自 治 会 名									
高富町自治会連合会	高富自治会連合会	森 京ヶ洞	南 星ヶ洞	旭ヶ丘 南屋敷	蛭ヶ丘 石畑	大北 美里	石田町 田倉	山本 北町	双葉台 栄町	
		仲 なかまち町	本町1丁目	本町2丁目	本町3丁目	共和町	佐賀	見晴台	金池	
		東野台 向イ	尾右 向イ東	中ほら洞 鴻ヶ池南	本郷 鴻ヶ池北	本郷みな南 鴻ヶ池西	金屋ほら洞 中央通り	向こうづ塚 校北	笹くら倉 十王	
	富岡自治会連合会	中組 もちなり成	尾ヶ洞 ほら洞	尾ヶ洞南 浦まち町	伊東 まち町	伊西 おぎまち町	宮本 高木東	栗ほら洞 阿原	八京	
		塚ほら洞 高田団地	田口 七日市	上ほら洞	宮下	申子	小田	中村	高田	
		桜尾自治会連合会	大桑自治会連合会	椎倉 市場	伊佐美 栢野	伊佐美台 市ほら洞	赤尾 雉ほら洞	斧田		
	伊自良村区長会	長滝 藤倉	平井 大門	掛	松尾	上願	洞田	小倉	大森	
	美山町区長連合会	北山地区区長会	小倉 今島	片狩	日原	神崎	伊戸	仲越	小谷合	円原
			葛原地区区長会	百瀬 市井	神有 奥峠	下馬場 草木	上馬場 塩後	山戸	八ヶ月	岡
		谷合地区区長会	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区
			9区	10区	11区	12区	13区			
		北武芸地区区長会	佐野	徳永	笹賀	田栗	つばき椿			
		乾地区区長会	日永西	日永東	出戸	船越	相戸	本郷	柿野ほら洞	
富波地区区長会		上北切	上南切	下南切	下中切	下北切	相原	大ほら洞	富永	
		水品	畑野							
西武芸地区区長会		小原	井ノ森	上大門	下大門	西植野	東植野	市場	中島	
		榎瀬	岩佐神野	杉下	出くち口	中の野	上ノ街道	上神野	下神野	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

教育専門部会

学校教育分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目	学校教育関係事業
調整の方針		(案) 中学校生徒派遣事業については、平成15年度は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成16年度以降は新市において調整するものとする。 新市においては、現行の伊自良中学校修学旅行を中学校生徒派遣事業として位置付けるものとする。			
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考	
中学校生徒派遣事業の現状	名称	高富中学校生徒海外派遣事業	伊自良中学校修学旅行	青少年海外派遣事業	
	目的	生徒に国際的視野を広めさせ、豊かな心の育成と健やかな成長に資することを目的とする。	本校の教育目標は、生徒が「自立」と「共生」の意味を理解し行動できることにより、「自ら拓き輝く」自分を創造することにある。そこで、本村出身者が北海道常呂町で開拓事業に携わった由来があることから、現地での宿泊研修により、視野を広め、たくましさや優しさを持ち合わせた人材育成に資することを目的とする。	青少年を海外へ派遣し、諸外国での文化・歴史・経済・生活を理解し、視野を広め、より良いまちづくりに寄与できる人材の育成に資することを目的とする。	
	対象者	高富中学校2年生 (引率者) 役場職員及び学校職員	伊自良中学校3年生 (引率者) 学校職員	美山南・北中学校2年生 (引率者) 学校職員	
	派遣人数	代表40名(引率者別に5名)	3年生全員(平成13年度40名) (引率者別に5名)	代表20名(引率者別に4名)	
	派遣先	オーストラリア	北海道常呂町	中国	
	内容	ファームステイ ホームステイ 現地中学生との交流(学校訪問) その他体験的活動	現地交流会 ・講話(常呂町開拓の歴史・文化) ・農業体験学習 北方領土館等施設見学 その他体験的活動	現地中学生との交流(学校訪問) その他体験的活動	
	実施時期	夏期休業期間中の7日間	6月中旬の4日間	夏期休業期間中の5日間	

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

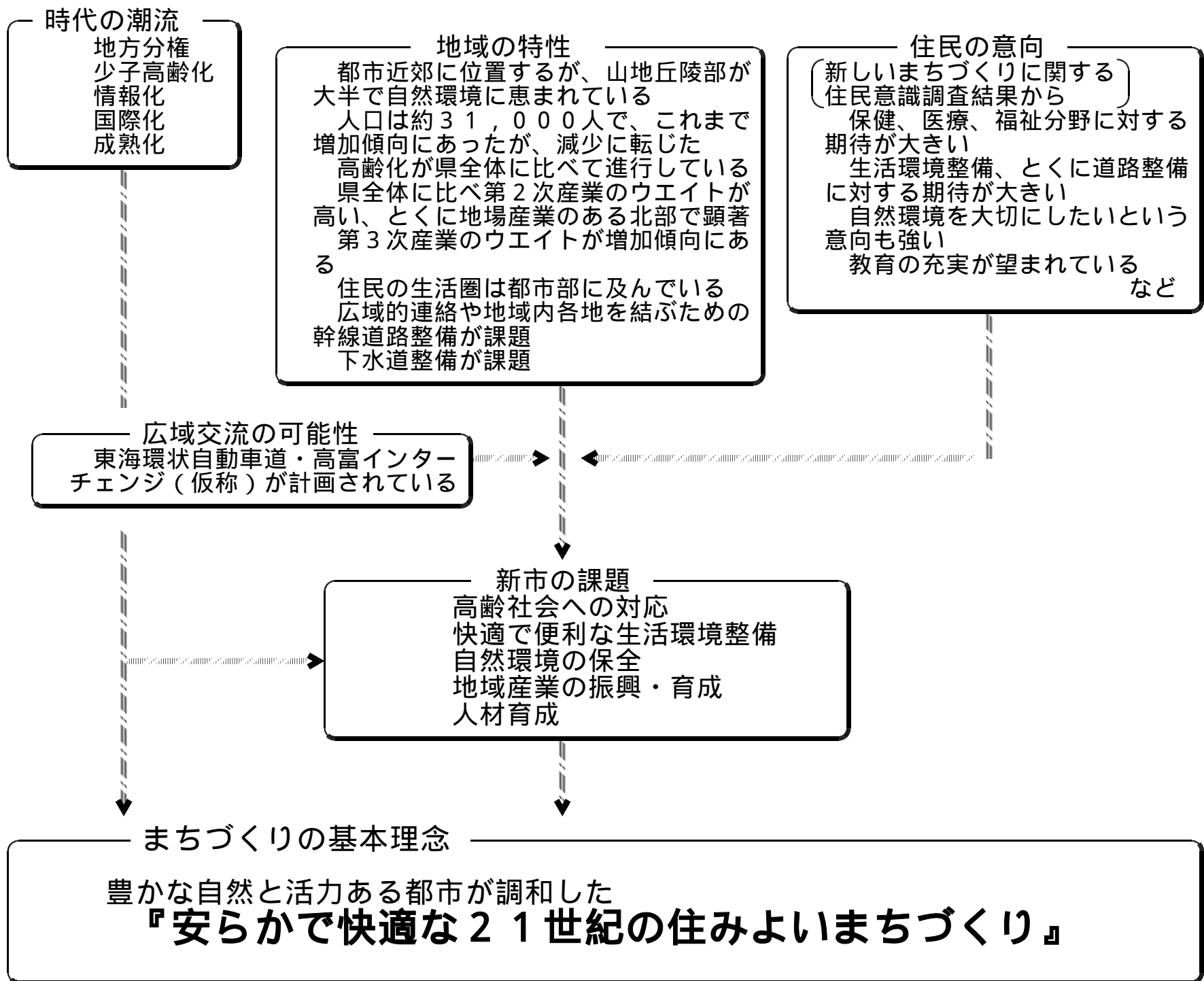
教育専門部会

社会教育分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い			協議細目	社会教育関係事業
調整の方針		(案) 海外派遣事業については、新市に引き継ぎ、その内容については新市において調整するものとする。				
項目		高富町	伊自良村	美山町	備考	
海外派遣事業の現状	名称		伊自良村民海外派遣事業			
	目的		国際化に対応できる村づくり、人づくりを推進するために、直接外国の文化や生活に触れる機会として、村民を海外に派遣している。現地での見聞や交流、研鑽を深めることにより国際社会に対する理解、認識を高め、併せて心豊かな村民の育成を図ることを目的とする。			
	対象者		伊自良村に在住し住民票があり、年齢15歳(中学校卒業)から25歳までの青少年(引率者) 村議会議員、教育委員及び役場職員			
	派遣人数		代表15名以内(引率者別に3名)			
	派遣先		アメリカ合衆国オレゴン州フローレンス市			
	内容		ホームステイ 現地公共施設訪問 その他体験的活動			
	実施時期		8月上旬の8日間			

# (仮称)新市まちづくり将来構想 < 骨子素案 >

2002/03/01



まちづくりの基本方針	
健やかで安らかなまちづくり	(主な施策) < 例示列举 > <ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり、保健・医療</li> <li>地域福祉の充実</li> <li>高齢者支援</li> <li>子育て支援</li> <li>安全・防災</li> </ul>
便利で快適なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路網の整備促進</li> <li>上下水道の整備</li> <li>情報通信基盤の整備</li> <li>行政サービスの向上</li> </ul>
豊かで美しい自然を守るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全</li> <li>森林の整備、利活用</li> <li>水環境の保全</li> <li>循環型社会の構築</li> </ul>
活力あふれる産業のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場産業の振興</li> <li>産業立地</li> <li>交流拠点</li> <li>農林業の振興</li> </ul>
豊かな心と文化を育むまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育環境の整備</li> <li>生涯学習、スポーツ振興</li> <li>地域文化の向上</li> </ul>

## 平成14年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会予算（案）

（平成 年 月 日 議決）

平成14年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成14年3月1日

高富町・伊自良村・美山町合併協議会  
会長 高富町長 山崎 通



## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		47,498
	1 負担金	47,498
2 諸収入		1
	1 諸収入	1
3 国県支出金		12,500
	1 県支出金	12,500
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		60,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 運営費		13,500
	1 会議費	3,602
	2 事務費	9,898
2 事業費		45,900
	1 事業推進費	45,900
3 予備費		600
	1 予備費	600
歳出合計		60,000

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	47,498	31,999	15,499
2 諸収入	1	1	0
3 国県支出金	12,500	0	12,500
4 繰越金	1	0	1
歳入合計	60,000	32,000	28,000

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	負担金	その他	
1 運営費	13,500	16,551	3,051				13,500
2 事業費	45,900	15,049	30,851	12,500			33,400
3 予備費	600	400	200				600
歳出合計	60,000	32,000	28,000	12,500			47,500

## 2 歳入

## (款) 1 負担金

## (項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	47,498	31,999	15,499	1 町村負担金	47,498	高富町 22,985 伊自良村 11,517 美山町 12,996
計	47,498	31,999	15,499			

## (款) 2 諸収入

## (項) 1 諸収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子
計	1	1	0			

## (款) 3 国県支出金

## (項) 1 県支出金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	12,500	0	12,500	1 県補助金	12,500	合併協議会支援交付金
計	12,500	0	12,500			

## (款) 4 繰越金

## (項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	0	1	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金
計	1	0	1			

### 3 歳出

#### (款) 1 運営費

##### (項) 1 会議費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	負担金	その他					
1 会議費	3,602	3,130	472				3,602	1 報酬	2,064	協議会委員報酬	
								9 旅費	250	協議会委員費用弁償 小委員会委員費用弁償	170 80
								11 需用費	204	消耗品費 食糧費	100 104
								13 委託料	1,084	会議録作成委託料	
計	3,602	3,130	472				3,602				

#### (款) 1 運営費

##### (項) 2 事務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	負担金	その他					
1 事務費	9,898	13,421	3,523				9,898	3 職員手当等	6,000	時間外勤務手当	
								8 報償費	38	謝礼	
								9 旅費	896	普通旅費	
								11 需用費	670	消耗品費 食糧費 印刷製本費 燃料費 修理費	450 8 102 60 50
								12 役務費	608	郵便料 電話料 プロバイダー利用料	120 360 128
								13 委託料	630	ホームページ作成委託料	
								14 使用料及び賃借料	789	事務室借上料 コピー機使用料 放送受信料	240 523 26
								18 備品購入費	267	事務机等 その他備品	167 100
計	9,898	13,421	3,523				9,898				

歳出【運営費】

歳出【事業費】【予備費】

(款) 2 事業費

(項) 1 事業推進費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	負担金	その他				
1 事業推進費	45,900	15,049	30,851	12,500			33,400	8 報償費	307	謝礼
								9 旅費	618	研修旅費 580 費用弁償 38
								11 需用費	4,725	消耗品費 50 機関誌印刷 3,675 新市建設計画パンフレット 1,000
								13 委託料	40,000	将来構想策定等業務委託料 6,000 例規・事務事業調査委託料 9,000 電算システム構築調査委託料 25,000
								14 使用料及び賃借料	250	バス借上料等
計	45,900	15,049	30,851	12,500			33,400			

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	負担金	その他				
1 予備費	600	400	200				600			
計	600	400	200				600			

## 合併協議会視察受入実績（予定）状況

平成14年3月1日現在

### 1. 実績（平成13年8月1日～平成14年2月28日）

月 日	視 察 団 体 名	視察研修者数
8月16日	海津郡サンリバ - 広域連合	4名
9月 4日	本巣町・糸貫町・真正町・根尾村	6名
9月12日	山梨県豊富村議会	15名
	飛騨地域振興局益田事務所	4名
10月 4日	徳島県中央地域行政総合会議	20名
10月10日	岡山県矢掛町議会	23名
10月23日	山梨県境川村議会	16名
10月24日	長崎県川棚町議会	21名
10月25日	群馬県鬼石町議会	18名
10月30日	長野県佐久町	15名
11月 2日	三重県伊勢志摩地区広域市町村圏協議会	11名
11月 6日	静岡県伊豆長岡町議会	20名
11月 7日	長野県佐久広域連合議員	34名
11月12日	石川県羽咋都市広域圏事務組合	35名
11月13日	石川県市町村職員、市町村議員等	40名
11月15日	福島県双葉地方広域市町村圏組合	8名
12月10日	山梨県南部町議会	17名
1月17日	広島県世羅町議会	9名
1月21日	下呂町議会	13名
1月25日	長野県東筑摩郡町村会	11名
1月29日	福井県今庄町、南条町、河野村合併研究会	14名

月 日	視 察 団 体 名	視察研修者数
2月 6日	石川県能登島町	33名
2月 7日	福井県市町村職員	29名
2月12日	山梨県富沢町議会	16名
2月14日	奈良県山添町議会	18名
	奈良県新庄町	3名
2月26日	八幡町議会	10名

2. 予定（平成14年3月1日～）

月 日	視 察 団 体 名	視察研修予定者数
3月 6日	三重県志摩地域合併研究会事務局	10名
3月19日	石川県志賀町	18名